

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年11月14日

【中間会計期間】 第23期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

【会社名】 株式会社ジャパンディスプレイ

【英訳名】 Japan Display Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役会長 CEO スコット キャロン

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋三丁目7番1号

【電話番号】 03 - 6732 - 8100(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 CFO 坂口 陽彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋三丁目7番1号

【電話番号】 03 - 6732 - 8100(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 CFO 坂口 陽彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間		第22期	第23期	第22期
		中間連結会計期間 自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	中間連結会計期間 自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
売上高	(百万円)	119,882	102,913	239,153
経常損失()	(百万円)	19,113	17,331	33,188
親会社株主に帰属する 中間(当期)純損失()	(百万円)	28,707	16,821	44,313
中間包括利益又は包括利益	(百万円)	26,974	18,350	38,769
純資産額	(百万円)	97,456	67,310	85,661
総資産額	(百万円)	232,252	197,152	223,989
1株当たり中間(当期) 純損失()	(円)	4.64	2.72	7.16
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	41.9	34.0	38.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	8,296	16,544	17,576
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	9,684	2,160	13,433
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	19,600	10,296	32,901
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(百万円)	29,120	23,682	28,725

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、以下の事象を除き、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において7期連続で営業損失及び重要な減損損失を、10期連続で親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、当中間連結会計期間においても重要な営業損失及び親会社株主に帰属する中間純損失を計上しております。

これらの状況により、当社グループは、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消するため、当社グループは、全社的な事業構造改革として、設備利用効率の改善、資産規模の適正化による生産性向上、及びサプライチェーンの見直し等によるコストの更なる削減に取り組んでおります。

なお、当該状況を解消するための対応策の詳細は、「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項」の（継続企業の前提に関する事項）をご参照ください。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の状況

当中間連結会計期間は、ディスプレイ業界における厳しい競争環境が継続していることに加え、エネルギー費の高止まり、及び部材費・加工費の更なる上昇により、依然として困難な事業環境が続きました。一方、地政学的緊張感が高まる中、特に自動車産業においてリスク低減に向けたサプライチェーンや生産拠点の見直しが顕在化し、ディスプレイ業界にも影響を及ぼし始めました。

こうした状況のもと、当社グループは成長戦略「METAGROWTH 2026」に基づき、引き続き収益性の抜本的改善を目指した事業ポートフォリオの変革を推進しました。本成長戦略においては、「世界初、世界一」の独自技術をベースとした「6つの成長ドライバー」を定め、これら成長分野の強化に取り組みました。成長ドライバーの1つである次世代OLED「eLEAP」は、茂原工場にて2025年3月期下期から量産開始を予定としています。さらに、上述の地政学的リスク回避の動きに伴い、新規ビジネスの受注や引き合いを獲得いたしました。また、収益性改善の一環としては、ディスプレイの高性能化への対応が限定的であるa-Si技術を採用する鳥取工場での生産を、2025年3月までに終了することを決定しており、生産終了に向けて製品の作り溜めを行いました。

当中間連結会計期間の売上高は、車載分野が前年同期比で増加した一方、撤退に向けて戦略的に縮小を進める液晶スマートフォン分野と、VR用ディスプレイの需要減があったスマートウォッチ・VR等分野において減少し、全体では14.2%減の102,913百万円となりました。一方、利益面では、茂原工場における液晶パネル生産能力の縮減により製造固定費を削減したことに加え、不採算事業や製品からの撤退を進めたことにより、EBITDA（注）はマイナス13,446百万円（前中間連結会計期間はマイナス18,096百万円）、営業損失は15,481百万円（前中間連結会計期間は21,441百万円の損失）となり、前年同期比で改善いたしました。経常損失は、支払利息1,788百万円の計上等により17,331百万円（前中間連結会計期間は19,113百万円の損失）となりました。また、旧東浦工場の売却に伴う固定資産売却益1,736百万円の計上等により、親会社株主に帰属する中間純損失は16,821百万円（前中間連結会計期間は28,707百万円の損失）となりました。なお、当中間連結会計期間の対米ドルの平均為替レートは152.8円でした。

（注）EBITDAは、営業利益（損失）に営業費用である減価償却費及びのれん償却額を加算して算出しています。

アプリケーション分野別の売上高の状況は次のとおりです。

(車載 (コア事業))

計器クラスターやヘッドアップディスプレイ等の自動車用ディスプレイからなり、コア事業と位置付ける当分野の当中間連結会計期間売上高は、64,583百万円 (前年同期比2.4%増) となりました。全売上高に占める割合は、前中間連結会計期間の52.6%から62.8%に上昇しました。

低採算品を含む販売終了や一部製品の需要減がありました。新製品の販売及び円安影響により前年同期比増収となりました。

(スマートウォッチ・VR等 (コア事業))

スマートウォッチやVR機器等の民生機器用ディスプレイ、医療用モニター等の産業用ディスプレイのほか、特許収入等を含み、コア事業と位置付ける当分野の当中間連結会計期間売上高は、30,526百万円 (前年同期比23.9%減) となりました。全売上高に占める割合は、前年同期の33.4%から29.7%に低下しました。

スマートウォッチ用OLEDディスプレイの売上は前中間連結会計期間とほぼ同水準となりましたが、主にVR用液晶ディスプレイの需要減により、前年同期比減収となりました。

(液晶スマートフォン (ノンコア事業))

ノンコア事業と位置付ける当分野の当中間連結会計期間売上高は、7,804百万円 (前年同期比53.3%減) となりました。全売上高に占める割合は、前年同期の13.9%から7.6%に低下しました。

エンジニアリングリソース等の経営資源をコア事業の次世代製品へ集中させるため、戦略的に当分野の縮小を進めていることから前年同期比減収となりました。

なお、当社は、中国安徽省蕪湖市においてeLEAP事業の立ち上げを目指して、2023年9月に蕪湖経済技術開発区との間で覚書 (MOU) を締結し、2024年10月末までの最終契約締結に向けて協力して取り組んでまいりましたが、10月下旬までに契約締結に至らなかったため、10月23日に同MOUを延長しないことを発表いたしました。しかしながら、当社は、eLEAP事業の立ち上げに向けて検討を継続するとともに、eLEAPに対する顧客の旺盛なニーズに対応すべく、eLEAPのグローバルエコシステム構築に引き続き取り組んでまいります。

資産、負債及び純資産の状況

当中間連結会計期間における資産合計は、前期末 (2024年3月31日) 比26,837百万円減少の197,152百万円となりました。これは、未収入金5,866百万円の減少、売掛金5,855百万円の減少、旧東浦工場の売却等による建物及び構築物5,326百万円の減少等によるものです。

負債合計は、前期末比8,486百万円減少し、129,841百万円となりました。これは主に、短期借入金10,500百万円の増加、買掛金10,981百万円、契約損失引当金3,235百万円の減少等によるものです。

純資産合計は、前期末比18,350百万円減少し、67,310百万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純損失の計上による利益剰余金16,821百万円の減少によるものです。

上記の結果、自己資本比率は34.0%となり、前期末に比べて4.1ポイント減少しました。

キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物は23,682百万円となり、前連結会計年度末に比べ5,042百万円減少いたしました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、16,544百万円の支出 (前中間連結会計期間は8,296百万円の支出) となりました。これは、主に税金等調整前中間純損失16,262百万円、仕入債務の減少による支出10,116百万円 (前中間連結会計期間は3,095百万円の収入) があつた一方、未収入金の減少による収入5,829百万円 (前中間連結会計期間は3,762百万円の支出) 及び売上債権の減少による収入4,919百万円 (前中間連結会計期間は11,647百万円の収入) によるものです。前中間連結会計期間との比較では、主に仕入債務の減少により、支出の増加となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、2,160百万円の収入(前中間連結会計期間は9,684百万円の支出)となりました。これは、主に固定資産の取得による支出3,218百万円の一方、旧東浦工場を含む固定資産の売却による収入5,939百万円があったこと等によるものです。前中間連結会計期間との比較では、固定資産の売却による収入の増加により、収入に転じました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、10,296百万円の収入(前中間連結会計期間は19,600百万円の収入)となりました。これは、短期借入による収入10,500百万円、リース債務の返済による支出203百万円によるものです。前中間連結会計期間との比較では、主に短期借入による収入の減少により、収入の減少となりました。

(2) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき課題に重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は6,041百万円であります。

なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

(いちごトラストとのSHORT-TERM LOAN AGREEMENTの締結)

当社は、2024年5月13日開催の取締役会の決議に基づき、いちごトラストとの間で2024年7月30日付、同年8月29日付、同年9月27日付SHORT-TERM LOAN AGREEMENTを締結し、新規借入を実施しました。これによりいちごトラストからの借入残高は440億円となりました。借入の概要は下記のとおりです。

借入実行日	借入先	金額	内容
2024年7月30日	いちごトラスト	30億円	・借入金利：10.0%(p.a.) ・返済期限：2024年10月31日(期限前弁済可)(注1) ・担保の有無：有
2024年8月29日	いちごトラスト	25億円	・借入金利：10.0%(p.a.) ・返済期限：2024年11月29日(期限前弁済可) ・担保の有無：有
2024年9月27日	いちごトラスト	50億円	・借入金利：10.0%(p.a.) ・返済期限：2024年12月27日(期限前弁済可) ・担保の有無：有

2024年10月30日付でSHORT-TERM LOAN AGREEMENTを締結し、35億円の追加借入を実施しております。

(注1) 2024年10月22日付でAMENDMENT TO SHORT-TERM LOAN AGREEMENTを締結し、返済期限を2025年1月31日に変更いたしました。

(いちごトラストとのAMENDMENT TO SHORT-TERM LOAN AGREEMENTの締結)

当社は、2023年5月30日及び2023年11月10日開催の取締役会の決議に基づき、いちごトラストとの間で締結した2023年5月30日付、同年6月28日付、同年7月28日付、同年8月17日付、同年10月30日付、2024年1月30日付及び同年2月28日付SHORT-TERM LOAN AGREEMENTに関し、いちごトラストとの間で借入金の返済期限変更について、
 について2024年7月23日付、
 について2024年8月26日付、及び
 について2024年9月25日付AMENDMENT TO SHORT-TERM LOAN AGREEMENTを締結いたしました。AMENDMENT TO SHORT-TERM LOAN AGREEMENT締結後の借入の概要は下記のとおりです。

借入実行日	借入先	金額	内容
2023年5月31日	いちごトラスト	40億円	・借入金利：10.0%(p.a.) ・返済期限：2024年11月29日(期限前弁済可) ・担保の有無：有
2023年6月29日	いちごトラスト	80億円	・借入金利：10.0%(p.a.) ・返済期限：2024年12月27日(期限前弁済可) ・担保の有無：有
2023年7月28日	いちごトラスト	40億円	・借入金利：10.0%(p.a.) ・返済期限：2024年10月31日(期限前弁済可)(注1) ・担保の有無：有
2023年8月17日	いちごトラスト	40億円	・借入金利：10.0%(p.a.) ・返済期限：2024年11月29日(期限前弁済可) ・担保の有無：有
2023年10月30日	いちごトラスト	40億円	・借入金利：10.0%(p.a.) ・返済期限：2024年10月31日(期限前弁済可)(注1) ・担保の有無：有
2024年1月30日	いちごトラスト	50億円	・借入金利：10.0%(p.a.) ・返済期限：2024年10月31日(期限前弁済可)(注1) ・担保の有無：有
2024年2月28日	いちごトラスト	45億円	・借入金利：10.0%(p.a.) ・返済期限：2024年11月29日(期限前弁済可) ・担保の有無：有

(注1) 2024年10月22日付でAMENDMENT TO SHORT-TERM LOAN AGREEMENTを締結し、返済期限を2025年1月31日に変更いたしました。

(HKC JAPAN 株式会社との製造委託契約の締結)

当社は2024年9月12日開催の取締役会の決議に基づき、2024年9月19日付でHKC JAPAN 株式会社との間で液晶ディスプレイの製造に関する製造委託契約及び製造委託に関する覚書を締結いたしました。

なお、当該製造委託の実行にあたっては、製造委託に関する計画への双方の合意を前提としており、現在HKC JAPAN 株式会社と協議中であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000,000
A種優先株式	1,020,000,000
B種優先株式	672,000,000
C種優先株式	672,000,000
D種優先株式	500
E種優先株式	5,540
計	15,000,000,000

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は17,364,006,040株であり、当社定款に定める発行可能株式総数15,000,000,000株を超過しますが、発行可能種類株式総数の合計が発行可能株式総数以下であることは、会社法上要求されておりません。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在 発行数(株)(注)1 (2024年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,880,388,022	3,880,388,022	東京証券取引所 (プライム市場)	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
E種優先株式	5,540	5,540	非上場	(注)2 単元株式数は100株であります。
計	3,880,393,562	3,880,393,562		

(注) 1. 提出日現在発行数には、2024年11月1日から半期報告書提出日までの新株予約権の行使又は各種優先株式の転換請求権(普通株式対価の取得請求権)の行使により発行された株式数は含まれていません。

(注) 2. E種優先株式の内容は以下のとおりです。

(1) 剰余金の配当

ア 剰余金の配当

当社は、配当支払日(配当の基準日を定めた場合は基準日とする。以下同じ。)における最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株式の株主(以下「E種優先株主」という。)又はE種優先株式の登録株式質権者(以下「E種優先登録株式質権者」という。)に対し、E種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に、配当支払日におけるE種転換比率(以下に定義される。)を乗じた額の配当を、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式の株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)及びB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)及びC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。)、並びに配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された E 種優先株式を有する株主(以下「 E 種優先株主」という。)及び E 種優先株式の登録株式質権者(以下「 E 種優先登録株式質権者」という。)と同順位にて支払う。なお、E種優先株式1株当たりの配当金に、E種優先株

主及びE種優先登録株式質権者が権利を有するE種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「E種転換比率」とは、その時点でのE種投資金額(下記イに定義される。以下同じ。)を、E種転換価額(下記(7)ウに定義される。以下同じ。)で除した数(小数点以下第3位まで算出し、その小数点以下第3位を切り捨てる。)をいう。

イ E種投資金額

E種投資金額は以下のとおりとする。

当初は10,000,000円とする。

当社がE種優先株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりE種投資金額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。また、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前のE種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て前のE種優先株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有するE種優先株式を除く。）」、「株式分割等後のE種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て後のE種優先株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有するE種優先株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のE種投資金額} = \text{調整前のE種投資金額} \times \frac{\text{株式分割等前のE種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後のE種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後のE種投資金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

その他上記に類する事由が発生した場合は、E種投資金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

(2) 残余財産の分配

ア 残余財産の分配

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者、並びにD種優先株主及びD種優先登録株式質権者と同順位にて、E種優先株式1株当たり、E種投資金額に相当する額を支払う。なお、E種優先株式1株当たりの残余財産の分配額に、E種優先株主及びE種優先登録株式質権者が権利を有するE種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、当社は、残余財産の分配額が、ある順位の残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

イ 参加条項

E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して上記アに従って残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者、並びにD種優先株主及びD種優先登録株式質権者と同順位にて、E種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に残余財産分配時におけるE種転換比率を乗じた額の残余財産の分配を行う。

(3) 譲渡制限

譲渡によるE種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

(4) 議決権

E種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、E種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 金銭対価の取得条項(強制償還)

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当該強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し

て、E種投資金額を交付するのと引換えに、E種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、E種優先株式の一部取得を行うにあたり、E種優先株主が複数存在する場合には、取得するE種優先株式は、比例按分により当社の取締役会が決定する。

(7) 普通株式対価の取得請求権(転換請求権)

ア 転換請求権の内容

E種優先株主又はE種優先登録株式質権者は、払込期日(E種優先株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。)の1年後の応当日以降、法令上可能な範囲で、当社がE種優先株式を取得するのと引換えに、E種優先株式1株につき下記イに定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求(以下「転換請求」という。)することができる。

イ 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

E種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式数は、以下の算式に従って算出される数とする。

(算式)

$$\text{E種優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式数} = \text{E種投資金額} \div \text{E種転換価額}$$

なお、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

ウ E種転換価額

E種転換価額は、以下に定める金額とする。

当初は24円とする。

上記の規定に拘わらず、当社において以下の(i)乃至(v)に掲げる事由が発生した場合には、それぞれに定めるとおり、E種転換価額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。

(i) 当社が普通株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりE種転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て前の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「株式分割等後の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て後の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のE種転換価額} = \text{調整前のE種転換価額} \times \frac{\text{株式分割等前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の普通株式の発行済株式数}}$$

調整後のE種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

(ii) 調整前のE種転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を発行(自己株式の処分を含む。本(ii)において以下同じ。)する場合(但し、株式無償割当てを行う場合、潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。本項において以下同じ。))、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき若しくは一定の事由の発生を条件として普通株式に転換し得る地位を伴う証券若しくは権利をいう。以下同じ。)の行使若しくは転換による場合、合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。)、以下の算式によりE種転換価額を調整する。なお、本項において「株式総数」とは、調整後のE種転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数(当社が保有するものを除く。))に、同日時点での発行済みの潜在株式等(当社が保有するものを除く。))の目的となる普通株式の数を加えたものをいう。

また、本(ii)の算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替える。

$$\text{調整後のE種転換価額} = \text{調整前のE種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの発行価額}}{\text{調整前のE種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のE種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 当社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合(株式無償割当てを行う場合を含む。)で、当該株式の転換により交付される当社の普通株式の1株当たりの対価の額として当社の取締役会が決定した額が調整前のE種転換価額を下回る場合、以下の算式によりE種転換価額を調整する。

但し、本(iii)の算式における「新規発行株式数」は、本(iii)による調整の適用の日にかかる発行株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のE種転換価額} = \text{調整前のE種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のE種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のE種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株式無償割当てを行う場合には当該株式無償割当ての効力発生日(当該株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当てを行う場合を含む。)で、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額(以下本(iv)において「1株当たりの対価の額」という。)が調整前のE種転換価額を下回る場合、以下の算式によりE種転換価額を調整する。

但し、本(iv)の算式における「新規発行株式数」は、本(iv)による調整の適用の日にかかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のE種転換価額} = \text{調整前のE種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のE種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のE種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当てを行う場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日(当該新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(v) (a)当社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、(b)当社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換、又は(c)当社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当社の株式(以下「割当株式」という。)1株当たりの価値(当社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株当たりに換算した額とする。以下同じ。)が調整前のE種転換価額を下回る場合、以下の算式によりE種転換価額を調整する。

但し、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、本(v)の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。

$$\text{調整後のE種転換価額} = \text{調整前のE種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たりの価値}}{\text{調整前のE種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{割当株式数}}$$

調整後のE種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。

(8) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年9月30日	-	3,880,393,562	-	100	-	43,340

(5) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対 する所有株式数 の割合(%)
いちごトラスト(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ELGIN COURT, ELGIN AVENUE, P.O.BOX 448 GRAND CAYMAN KY1-1106, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	3,034,222,222	78.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂イン ターシティAIR	70,077,400	1.81
日亜化学工業株式会社	徳島県阿南市上中町岡491番地100	34,965,000	0.90
JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC 1 EQ CO(常任代理人 株式会社 三菱UFJ銀行)	1 ANGEL LANE LONDON - NORTH OF THE THAMES UNITED KINGDOM EC4R 3AB(東京都千 代田区丸の内1丁目4番5号)	16,853,803	0.43
J.P. MORGAN SECURITIES PLC(常 任代理人 JPモルガン証券株式会 社)	25 BANK STREET CANARY WHARF LONDON UK (東京都千代田区丸の内2丁目7番3号)	13,537,267	0.35
株式会社INCJ	東京都港区虎ノ門1丁目3番1号	10,000,000	0.26
羽田タートルサービス株式会社	東京都大田区羽田5丁目3番1号スカイプラ ザオフィス12階	9,627,000	0.25
内海章雄	東京都大田区	9,432,700	0.24
JP JPMSE LUX RE BARCLAYS CAPITAL SEC LTD EQ CO(常任代 理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1 CHURCHILL PLACE LONDON - NORTH OF THE THAMES UNITED KINGDOM E14 5HP(東京都千 代田区丸の内1丁目4番5号)	7,941,822	0.20
ジャパンディスプレイ持株会	東京都港区西新橋3丁目7番1号ランディッ ク第2新橋ビル	7,340,793	0.19
計		3,213,998,007	82.82

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 70,077,400 株

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりです。

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権の割合 (%)
いちごトラスト(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ELGIN COURT, ELGIN AVENUE, P.O.BOX 448 GRAND CAYMAN KY1-1106, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	30,342,222	78.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	700,774	1.81
日亜化学工業株式会社	徳島県阿南市上中町岡491番地100	349,650	0.90
JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC 1 EQ CO(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1 ANGEL LANE LONDON - NORTH OF THE THAMES UNITED KINGDOM EC4R 3AB(東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	168,538	0.43
J.P. MORGAN SECURITIES PLC(常任代理人 JPモルガン証券株式会社)	25 BANK STREET CANARY WHARF LONDON UK (東京都千代田区丸の内2丁目7番3号)	135,372	0.35
株式会社INCJ	東京都港区虎ノ門1丁目3番1号	100,000	0.26
羽田タートルサービス株式会社	東京都大田区羽田5丁目3番1号スカイプラザ ザオフィス12階	96,270	0.25
内海章雄	東京都大田区	94,327	0.24
JP JPMSE LUX RE BARCLAYS CAPITAL SEC LTD EQ CO(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1 CHURCHILL PLACE LONDON - NORTH OF THE THAMES UNITED KINGDOM E14 5HP(東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	79,418	0.20
ジャパンディスプレイ持株会	東京都港区西新橋3丁目7番1号ランディック 第2新橋ビル	73,407	0.19
計		32,139,978	82.82

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	E種優先株式 5,500		(1)株式の総数等に記載のとおり
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,880,329,500	普通株式 38,803,295	(1)株式の総数等に記載のとおり
単元未満株式	普通株式 58,522 E種優先株式 40		(1)株式の総数等に記載のとおり
発行済株式総数	3,880,393,562		
総株主の議決権		38,803,295	

(注)「単元未満株式」の普通株式には、自己株式67株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当中間会計期間において役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	29,338	24,277
売掛金	29,265	23,410
未収入金	17,926	12,059
商品及び製品	16,955	19,580
仕掛品	13,298	12,023
原材料及び貯蔵品	33,697	29,519
その他	11,606	9,057
貸倒引当金	119	93
流動資産合計	151,969	129,835
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	36,883	31,557
機械装置及び運搬具（純額）	2,824	2,262
土地	6,509	6,509
リース資産（純額）	725	724
建設仮勘定	21,310	22,083
その他（純額）	1,070	1,038
有形固定資産合計	69,324	64,175
無形固定資産		
その他	1,408	1,280
無形固定資産合計	1,408	1,280
投資その他の資産		
その他	1,291	1,862
貸倒引当金	3	1
投資その他の資産合計	1,287	1,860
固定資産合計	72,020	67,316
資産合計	223,989	197,152

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	46,003	35,022
電子記録債務	316	111
短期借入金	33,500	44,000
未払法人税等	95	123
賞与引当金	2,693	2,691
前受金	3,740	3,601
有償支給に係る負債	9,862	9,902
事業構造改善引当金	420	102
契約損失引当金	7,839	4,604
その他	24,755	21,838
流動負債合計	129,228	121,997
固定負債		
事業構造改善引当金	666	664
退職給付に係る負債	4,185	3,713
その他	4,247	3,466
固定負債合計	9,098	7,844
負債合計	138,327	129,841
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	141,205	141,205
利益剰余金	66,443	83,265
自己株式	0	0
株主資本合計	74,862	58,040
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1	-
為替換算調整勘定	6,564	5,348
退職給付に係る調整累計額	3,992	3,680
その他の包括利益累計額合計	10,558	9,029
新株予約権	240	240
純資産合計	85,661	67,310
負債純資産合計	223,989	197,152

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
売上高	119,882	102,913
売上原価	127,919	103,615
売上総損失()	8,037	701
販売費及び一般管理費	1 13,404	1 14,779
営業損失()	21,441	15,481
営業外収益		
受取利息	50	95
為替差益	1,784	-
受取賃貸料	249	96
業務受託料	1,756	-
償却債権取立益	-	410
その他	584	477
営業外収益合計	4,424	1,079
営業外費用		
支払利息	261	1,788
為替差損	-	50
資産保全費用	1,307	-
その他	528	1,090
営業外費用合計	2,097	2,929
経常損失()	19,113	17,331
特別利益		
固定資産売却益	2 89	2 1,823
特別利益合計	89	1,823
特別損失		
減損損失	3 9,185	3 535
投資有価証券評価損	-	4 219
特別損失合計	9,185	755
税金等調整前中間純損失()	28,209	16,262
法人税等	497	559
中間純損失()	28,707	16,821
親会社株主に帰属する中間純損失()	28,707	16,821

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
中間純損失()	28,707	16,821
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	1
為替換算調整勘定	2,129	1,215
退職給付に係る調整額	397	312
その他の包括利益合計	1,732	1,529
中間包括利益	26,974	18,350
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	26,974	18,350

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失()	28,209	16,262
減価償却費	3,315	2,061
のれん償却額	68	-
減損損失	9,185	535
貸倒引当金の増減額(は減少)	112	25
支払利息	261	1,788
為替差損益(は益)	855	452
固定資産売却損益(は益)	89	1,823
売上債権の増減額(は増加)	11,647	4,919
棚卸資産の増減額(は増加)	1,513	2,155
仕入債務の増減額(は減少)	3,095	10,116
未収入金の増減額(は増加)	3,762	5,829
未収消費税等の増減額(は増加)	1,463	528
未払金の増減額(は減少)	472	1,403
未払費用の増減額(は減少)	597	951
前受金の増減額(は減少)	75	524
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	357	783
その他	1,320	3,509
小計	7,517	14,176
利息及び配当金の受取額	53	97
利息の支払額	180	1,714
法人税等の支払額	652	750
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,296	16,544
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	8,615	3,218
固定資産の売却による収入	199	5,939
定期預金の増減額(は増加)	79	17
事業譲受による支出	2 1,000	-
敷金及び保証金の差入による支出	52	15
その他	136	564
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,684	2,160
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	20,000	10,500
リース債務の返済による支出	373	203
その他	26	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	19,600	10,296
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,746	955
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,366	5,042
現金及び現金同等物の期首残高	25,754	28,725
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 29,120	1 23,682

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、前連結会計年度において7期連続で営業損失及び重要な減損損失を、10期連続で親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、当中間連結会計期間においても重要な営業損失及び親会社株主に帰属する中間純損失を計上したことにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消するため、当社グループは、全社的な事業構造改革として、設備利用効率の改善、資産規模の適正化による生産性向上、及びサプライチェーンの見直し等によるコストの更なる削減に取り組んでおります。この戦略的取組みの一環として、2023年3月に生産を終了した東浦工場の建物の譲渡契約を、同月にソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社との間で締結し、2024年4月1日付で譲渡を完了いたしました。また、2023年8月2日開催の取締役会において、LTPS技術と比較してディスプレイの高性能化への対応が限定的であるa-Si技術を採用する鳥取工場について、2025年3月までに生産終了することを決議いたしました。

上記施策に加え、技術基盤を価値創造の源泉とし、脱過当競争・脱コモディティ化により収益性の抜本的な改善を図るための成長戦略「METAGROWTH 2026」を2022年5月13日付で発表し、引き続き事業モデルの変革を推進しております。本成長戦略における主な事業戦略として、同年3月30日に発表した高移動度酸化物半導体バックプレーン技術「HMO」、同年5月13日に発表した次世代OLED「eLEAP」のほか、車載及びVR製品、並びにそれらに関連する知的財産権の積極活用等を中心に製品・事業ポートフォリオを再編し、早期の黒字体質の安定化と事業成長を図っていく方針であります。

以上のように、今後も事業モデルの改革を進め、収益性の更なる向上に向けた経営資源の最適化に引き続き取り組んでまいります。

財務面では、世界的なインフレ高進やサプライチェーンにおけるリスクの継続に備えた手許資金確保の重要性に鑑み、当社はいちごトラスト（以下「いちご」といいます。）より、当中間連結会計期間において新規借入（2024年7月から9月まで計3回、元本総額105億円）を実施したほか、当半期報告書提出日までに、借入の一部に係る弁済期日を延長（元本総額125億円につき2024年11月29日まで、元本総額80億円につき2024年12月27日まで、元本総額160億円につき2025年1月31日まで）することについて、いちごと間で合意いたしました。また、注記事項（重要な後発事象）に記載のとおり、当中間連結会計期間後に、いちごより追加の新規借入を実施しております（2024年10月30日付元本総額35億円）。今後も資金需要に応じた機動的な借入実施、いちごによる第13回新株予約権の行使要請（調達総額最大約1,734億円）のほか、低効率資産の売却及び営業債権等の流動化も含め、引き続き適時適切な資金調達策を講じてまいります。

一方で、依然として厳しい競争環境が継続していることに加え、昨今の世界的なインフレによる原材料費・エネルギー費・輸送費等のコストの高止まり、及び消費マインドの低下に伴う売上減少から早期の業績回復による黒字転換が遅延し、当社グループ資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性を勘案すると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しておりません。

(会計方針の変更)

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65 - 2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純損益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純損益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(中間連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

前連結会計年度(2024年3月31日)

(1)債務保証

当社は、従前グループ外事業者との間で、白山工場における生産に不可欠なユーティリティの設備管理を目的とする長期業務委託契約(以下「委託契約」という。)を締結しておりましたが、2020年10月1日付で同工場の資産を第三者に譲渡したことにより、当該譲渡先が委託契約を承継した結果、同年10月1日を効力発生日として、グループ外事業者において発生する損害を、当社が当該譲渡先と連帯して保証する旨の合意をいたしました。これに伴う当連結会計年度末における債務保証見込額は、245百万円であります。なお、今後新たな事象の発生等により、当該見込額に変更が生じる可能性があります。

(2)重要な訴訟

2020年7月16日付で、過年度決算における不適切な会計処理により損害を被ったとして、当社の株主1名及び当該株主が代表取締役を務める国内法人株主2名から、当社並びに当社の元取締役及び現取締役合計10名に対し、連帯して約3,858百万円の損害賠償を請求する訴訟が提起されました。現在係争中ですが、当社といたしましては、訴訟における原告の主張を踏まえて適切に対応してまいります。

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

(1)債務保証

当社は、従前グループ外事業者との間で、白山工場における生産に不可欠なユーティリティの設備管理を目的とする長期業務委託契約(以下「委託契約」という。)を締結しておりましたが、2020年10月1日付で同工場の資産を第三者に譲渡したことにより、当該譲渡先が委託契約を承継した結果、同年10月1日を効力発生日として、グループ外事業者において発生する損害を、当社が当該譲渡先と連帯して保証する旨の合意をいたしました。これに伴う当中間連結会計期間末における債務保証見込額は、53百万円であります。なお、今後新たな事象の発生等により、当該見込額に変更が生じる可能性があります。

(2)重要な訴訟

2020年7月16日付で、過年度決算における不適切な会計処理により損害を被ったとして、当社の株主1名及び当該株主が代表取締役を務める国内法人株主2名から、当社並びに当社の元取締役及び現取締役合計10名に対し、連帯して約3,858百万円の損害賠償を請求する訴訟が提起されました。現在係争中ですが、当社といたしましては、訴訟における原告の主張を踏まえて適切に対応してまいります。

(中間連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
荷造及び発送費	1,451百万円	2,178百万円
給料及び手当	3,049 "	3,268 "
退職給付費用	148 "	91 "
外注費	1,120 "	1,133 "
研究開発費	2,020 "	2,215 "
賞与引当金繰入額	558 "	630 "

2 固定資産売却益

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

主に製造委託先に設置していた自社所有設備の譲渡に伴うものであります。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

主に東浦工場の売却及び製造委託先に設置していた自社所有設備の譲渡に伴うものであります。

3 減損損失

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

当社グループでは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
事業用資産	その他流動資産、その他投資その他の資産	本社 東京都港区	7,641
	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、その他有形固定資産、その他無形固定資産	茂原工場 千葉県茂原市	1,114
	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、その他有形固定資産、その他無形固定資産	石川工場 石川県能美郡川北町	86
	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、その他有形固定資産、その他無形固定資産	鳥取工場 鳥取県鳥取市	19
遊休資産	機械装置及び運搬具	茂原工場 千葉県茂原市	9
	建物及び構築物	東浦エンジニアリングセンター 愛知県知多郡東浦町	3
-	のれん、その他無形固定資産	本社 東京都港区	310
合計			9,185

原則として事業用資産については管理会計上の区分を基礎とし、製造工程等の関連性を加味してグルーピングしておりますが、遊休状態の資産については他の資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として個別にグルーピングしています。また、のれん及び共用資産については、関連する事業用資産を含むより大きな単位でグルーピングを行っております。

事業用資産、のれん及び共用資産については、ディスプレイ業界において、海外ディスプレイメーカーの生産能力拡大や顧客のOLEDディスプレイ採用拡大などを背景に厳しい競争環境が継続し、主に液晶事業の収益性が低下したことにより当中間連結会計期間において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額9,172百万円(主としてその他投資その他の資産7,106百万円及び機械装置及び運搬具652百万円)を特別損失に計上いたしました。

なお、事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は当社グループが評価を委託した外部の評価会社から入手した鑑定評価書(不動産及び動産)を利用し算出した鑑定評価額により評価しております。また、のれん及び共用資産を含むより大きな単位の回収可能価額は、割引後の将来キャッシュ・フローに基づく使用価値(割引率10.0%)により測定しております。

遊休資産については、将来の使用が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少13百万円(主として機械装置及び運搬具9百万円)を特別損失に計上いたしました。

なお、遊休資産の回収可能価額は零としております。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

当社グループでは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
事業用資産	その他流動資産、その他投資その他の資産	本社 東京都港区	184
	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、建設仮勘定、その他有形固定資産、その他無形固定資産	茂原工場 千葉県茂原市	263
	リース資産	海外販売子会社	4
遊休資産	機械装置及び運搬具、その他有形固定資産	フィリピン	83

合計	535
----	-----

原則として事業用資産については管理会計上の区分を基礎とし、製造工程等の関連性を加味してグルーピングしておりますが、遊休状態の資産については他の資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として個別にグルーピングしています。

事業用資産及び共用資産については、ディスプレイ業界において、海外ディスプレイメーカーの生産能力拡大や顧客のOLEDディスプレイ採用拡大などを背景に厳しい競争環境が継続し、主に液晶事業の収益性が低下したことにより当中間連結会計期間において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額451百万円（主としてその他投資その他の資産124百万円及びその他有形固定資産102百万円）を特別損失に計上いたしました。なお、事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は当社グループが評価を委託した外部の評価会社から入手した鑑定評価書（不動産及び動産）を利用し算出した鑑定評価額により評価しております。遊休資産については、将来の使用が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少83百万円（主として機械装置及び運搬具59百万円）を特別損失に計上いたしました。なお、遊休資産の回収可能価額は零としております。

4 投資有価証券評価損

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

当社が保有する投資有価証券のうち実質価額が著しく下落したものについて、減損処理を行ったものではありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金	29,665百万円	24,277百万円
預入期間が3ヵ月を超える預金	545 "	594 "
現金及び現金同等物	29,120百万円	23,682百万円

- 2 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲受にかかる資産及び負債の主な内訳

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

連結子会社であるJDI Design and Development 合同会社(以下「JDIDD」といいます。)による事業譲受に伴い増加した資産及び負債の主な内訳並びに事業の譲受価額と事業譲受による支出との関係は次のとおりであります。

流動資産	-	百万円
固定資産	1,000	"
事業の譲受価額	1,000	百万円
現金及び現金同等物	-	
差引：事業譲受による支出	1,000	百万円

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1 配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
アプリケーション分野	売上高	売上高
車載	63,078	64,583
スマートウォッチ・VR等	40,100	30,526
液晶スマートフォン	16,703	7,804
合計	119,882	102,913

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、ディスプレイ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり中間純損失()	4.64円	2.72円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失()(百万円)	28,707	16,821
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純損失()(百万円)	28,707	16,821
普通株式の期中平均株式数(株)	6,188,721,284	6,188,721,284
(うちE種優先株式(株))	(2,308,333,329)	(2,308,333,329)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会 計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。
2. E種優先株式は剰余金の配当請求権について、普通株式と同順位であるため、1株当たり中間純損失の算定上、その普通株式相当数を期中平均株式数に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

(資金の借入)

当社は、2024年5月13日開催の取締役会決議に基づき、一時的な運転資金の確保を目的として、以下の借入について借入先であるいちごと合意締結し、実行いたしました。

	2024年10月30日付 Short-Term Loan Agreement
(1) 借入先	いちごトラスト
(2) 借入金額	3,500百万円
(3) 借入実行日	2024年10月30日
(4) 返済期限	2025年1月31日(期限前弁済可)
(5) 年利率	10%
(6) 担保の有無	有(当社保有の特許権の一部)

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月14日

株式会社ジャパンディスプレイ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	塚原克哲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本尚己
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	切替文晴

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジャパンディスプレイの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャパンディスプレイ及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において7期連続で営業損失及び重要な減損損失を、10期連続で親会社株主に帰属する当期純損失を計上していること、及び当中間連結会計期間においても重要な営業損失及び親会社株主に帰属する中間純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。